

証券コード 9503
平成23年6月9日

株 主 各 位

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役会長 森 詳 介

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、常日頃、格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使につきましては、62頁から63頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日(水曜日) 午前10時

2. 場 所 大阪市福島区福島1丁目1番17号

堂島リバーフォーラム

開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

3. 目的事項
報告事項

- 平成22年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 平成22年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

〈会社提案(第1号議案から第4号議案まで)〉

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役全員任期満了につき19名選任の件
- 第3号議案 監査役全員任期満了につき7名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件

〈株主(36名)からのご提案(第5号議案から第14号議案まで)〉

- 第5号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第6号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第7号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第8号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第9号議案 定款一部変更の件 (5)
- 第10号議案 定款一部変更の件 (6)
- 第11号議案 定款一部変更の件 (7)
- 第12号議案 定款一部変更の件 (8)
- 第13号議案 定款一部変更の件 (9)
- 第14号議案 定款一部変更の件 (10)

〈株主(124名)からのご提案(第15号議案から第21号議案まで)〉

- 第15号議案 剰余金の処分案の件
- 第16号議案 取締役解任の件
- 第17号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第18号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第19号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第20号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第21号議案 定款一部変更の件 (5)

〔上記の会社提案(第1号議案から第4号議案まで)および株主からのご提案(第5号議案から第21号議案まで)にかかる議案の内容等は38頁から61頁に記載のとおりであります。〕

以 上

-
- ・当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kepco.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

平成22年度のわが国経済を見ますと、輸出の増加などにより、景気は総じて緩やかな回復基調で推移しました。

このような情勢のもと、当年度の連結収支の状況につきましては、収入面では、電気事業において、総販売電力量の増加に伴い電灯電力料収入が増加したことに加え、情報通信事業をはじめとするその他事業において、売上高が増加したことから、売上高（営業収益）は2兆7,697億円となりました。これにその他の収益を加えた経常収益合計は前年度を1,633億円上回り、2兆8,026億円となりました。一方、支出面では、事業全般にわたり諸経費の節減に努めましたが、電気事業において、総販売電力量の増加により汽力発電用の燃料費や他社からの購入電力料が増加したことなどから、経常費用合計は前年度にくらべて1,184億円増加し、2兆5,646億円となりました。この結果、経常利益は2,379億円となりました。

また、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴い371億円を特別損失に計上いたしました。以上の結果、当期純利益は1,231億円となりました。

事業別の業績につきましては、次のとおりであります。

a. 電気事業

当年度の総販売電力量は、過去最高を記録した平成19年度実績を更新し、1,510億8千万キロワット時と前年度にくらべて6.7%の増加となりました。その内訳を見ますと、「電灯」(主として住宅)および「電力」(小規模の店舗・工場など)につきましては、夏場の記録的な猛暑に加え、冬場の気温が概ね前年にくらべて低く推移し、冷暖房需要が増加したことなどから、588億8千万キロワット時と前年実績を7.0%上回りました。また、自由化の対象である「特定規模需要」(事務所ビル、大規模の店舗・工場など)につきましては、景気の緩やかな回復を背景に企業の生産活動が持ち直していることや、薄型テレビ関連産業の集積による影響などから、922億キロワット時と前年実績を6.5%上回りました。

供給面では、堺港発電所第4、5号機、舞鶴発電所第2号機、堺太陽光発電所の一部が営業運転を開始しました。なお、高浜発電所第3号機においては、プルサーマルによる発電を開始しました。

電気事業の売上高につきましては、総販売電力量の増加に伴い電灯電力料収入が増加したことなどから、前年度にくらべて1,265億円増加し、2兆4,081億円となりました。

b. 情報通信事業

情報通信事業の売上高につきましては、株式会社ケイ・オプティコムを中核会社として、積極的な販売活動によるお客さまの獲得を進めるなか、主力のご家庭向けF T T Hサービスの契約件数が当年度末で118万件と前年度末にくらべて17.3%増加したことなどから、前年度にくらべて133億円増加し、1,367億円となりました。

c. その他の事業

その他の事業の売上高につきましては、生活アメニティ分野において前年度に新たに連結した子会社が年度を通じて寄与したことや、総合エネルギー分野においてユーティリティサービスが拡大したことなどから、前年度にくらべて233億円増加し、2,248億円となりました。

(2) 対処すべき課題

本年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、被災地域の電力設備が甚大な被害を受けるとともに、福島第一原子力発電所の事故や計画停電により、電気事業、とりわけ原子力に対する信頼が大きく揺らいでおり、これは、わが国の電気事業者全体にとって「非常事態」であると重く受け止めております。

当社グループは、被災地域の復旧支援などに最大限の取組みを行うとともに、社会のライフラインを預かる責任の重大性を改めて肝に銘じ、電気の安全・安定供給の使命を全うしながら、社会のみなさまからの信頼回復、特に原子力に対する信頼回復を目指すとともに、長期成長に向け、グループの総力を挙げて取り組んでまいります。

まず、原子力に対する信頼回復につきましては、原子力発電所の安全・安定運転に万全を期すことはもとより、設備・体制両面からの取組みを徹底してまいります。

具体的には、地震、津波対策を自律的にかつ徹底的に実施するとの考えのも

と、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施いたしました。さらに、安全確保のため多重性・多様性を拡充し、より一層の信頼性向上に資する対策を実施してまいります。

今後も全力を挙げて、事故の情報収集、分析を継続し、新たな知見が得られた場合は、必要な安全対策について最優先で取り組んでまいります。

さらに、地震、津波などによる大規模災害に備え、電力設備に対する影響を評価するとともに、防災対策を強化いたします。

あわせて、東日本大震災を受けての当社グループの対応につきましては、株主のみなさまやお客さま、地域のみなさまのご理解を賜わるため、情報を適宜ご提供してまいります。

平成23年度は、こうした取組みに加え、中長期を見据えて、「関西電力グループ長期成長戦略2030」に掲げる「ありたい姿」の実現に向けて、「安全最優先」、「事業基盤の充実・強化」、「お客さまと社会のお役に立つ価値の創造」の3つを柱としたアクションプランを展開してまいります。

「安全最優先」につきましては、安全に対する意識の共有、相互啓発、情報やノウハウの共有、継続的な改善など、たゆまぬ努力により安全最優先の事業活動を継続し、その実績を積み重ね、協力会社も含めたグループワイドでゆるぎない安全文化を構築してまいります。

また、「事業基盤の充実・強化」につきましては、将来にわたり電気の安全・安定供給に万全を期すべく、長期成長の礎となる「人」や「設備」などの事業基盤のさらなる充実・強化に努めてまいります。なかでも、設備につきましては、将来の最適な電力設備の形成・維持に向け、高経年化する設備の計画的な改修などを推進してまいります。

そのうえで、「お客さまと社会のお役に立つ価値の創造」につきましては、お客さまの省エネ・省コスト・省CO₂につながる高効率機器のご提案と、姫路第二発電所の設備更新による熱効率の向上や堺太陽光発電所の全設備の営業運転など、社会の低炭素化に向けた需給両面の取組みとともに、関電のスマートグリッド(次世代送配電線網)の構築を推進してまいります。加えて、ユーティリティサービスやF T T Hを中心とした情報通信サービスなどを組み合わせ、お客さまのくらしやビジネスに密着した当社グループならではの魅力あるトータルソリューションをご提供してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

a. 設備投資額

電気事業	3,610億円
情報通信事業	715億円
その他の事業	289億円
内部取引消去	△ 60億円
設備投資総額	4,555億円

b. 主な設備の新增設工事等

		発 電 設 備
完 成	新 設	[火 力] 舞鶴発電所第2号機 (900,000kW)
	設 備 更 新	[火 力] 堺港発電所第4、5号機 (各400,000kW)
継 続 中	新 設	[水 力] 大滝発電所 (10,500kW) (平成15年6月12日 10,000kWで一部運転開始) [太陽光] 堺太陽光発電所 (10,000kW) (堺第7-3区太陽光発電所の名称変更) (平成22年10月5日 2,854kW、平成23年3月8日 6,297kWで一部運転開始)
		設 備 更 新

(4) 資金調達の状況

a. 社 債

発 行 額	償 還 額
2,000億円	812億円

b. 借入金

借 入 額	返 済 額
4,906億円	5,510億円

c . コマーシャル・ペーパー

発行額	償還額
6,700億円	7,100億円

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成19年度 (第84期)	平成20年度 (第85期)	平成21年度 (第86期)	平成22年度 (当期)
売上高 (営業収益)	26,893億円	27,895億円	26,065億円	27,697億円
経常利益	1,524億円	△ 125億円	1,931億円	2,379億円
当期純利益	852億円	△ 87億円	1,271億円	1,231億円
1株当たり当期純利益	92.39円	△ 9.65円	140.24円	137.66円
総資産	67,896億円	69,701億円	71,166億円	73,101億円

- (注) 1 . 平成19年度は、燃料価格の上昇等による燃料費の増加に加えて、特別損失として過年度原子力発電施設解体費引当を計上したことにより、当期純利益は減少いたしました。
- 2 . 平成20年度は、燃料価格の上昇による燃料費や他社からの購入電力料の増加などから経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。
- 3 . 平成21年度は、原子力発電所の稼働率の向上や燃料価格の低下の影響により、燃料費や他社からの購入電力料が減少したことなどから、経常費用が減少し、経常利益および当期純利益を計上いたしました。
- 4 . 平成22年度は、夏場の記録的な猛暑などによる販売電力量の増加に伴い売上高は増加しましたものの、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴い特別損失を計上したことにより、当期純利益は減少いたしました。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ケイ・オプティコム	330.0億円	100.0%	電気通信事業(個人向けインターネット接続サービス、法人向け通信サービス)、電気通信業務の受託、電気通信設備の賃貸
株式会社関電エネルギーソリューション	152.0	100.0	ガス販売代行、コージェネレーションシステムの販売、ESCO事業、電気・空調・機械等の総合管理サービス
株式会社ケイ・キャット	24.1	75.0	CATV事業、電気通信事業(CATVによるインターネット接続サービス)
関電不動産株式会社	8.1	100.0	不動産の分譲、賃貸、管理
株式会社かんでんエンジニアリング	7.8	100.0	電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事
株式会社日本ネットワークサポート	4.1	80.5	配電資機材の製造、販売
関電プラント株式会社	3.0	100.0	火力・原子力プラントの保全、工事
M I D 都市開発株式会社	1.0	92.9	ビル開発、住宅分譲、緑化事業
MIDファシリティマネジメント株式会社	1.0	100.0	オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理、駐車場運営管理
関電システムソリューションズ株式会社	0.9	100.0	情報システムの企画、設計、構築、保守運用管理および情報システムに関するコンサルティング
株式会社環境総合テクノス	0.8	100.0	環境・土木・建築に関する調査、分析、コンサルティング、工事

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社関電L & A	0.3億円	100.0%	リース、自動車整備、保険代理店
*日本原燃株式会社	4,000.0	16.6	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業
*株式会社きんでん	264.1	38.9	電気・情報通信・環境関連工事
*株式会社エネゲート	4.9	49.0	電力量計の製造、販売、修理、取替および電気制御機器の製造、販売
*サンロケ・パワー・コーポレーション	0.18 (億フィリピンペソ)	50.0	フィリピンにおける水力発電事業

- (注) 1. 日本原燃株式会社は、平成22年9月の増資引受により持分比率が上昇したことなどから、持分法適用の関連会社となりました。
2. *印は持分法適用の関連会社であり、他はすべて子会社であります。
3. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「電気事業」を中核として、当社グループの保有する通信設備や技術・ノウハウを多面的に活用し、総合的な情報通信サービスを提供する「情報通信事業」のほか、お客さまに最適なエネルギー・ソリューションの提供を行う「総合エネルギー」、不動産開発や生活関連サービスにおいて、付加価値の高い生活環境づくりを推進する「生活アメニティ」の各分野で、重点的に事業展開しております。

(8) 主要な事業所等

a. 当社の主要な事業所および発電所

(a) 事業所

本店（大阪府大阪市） 原子力事業本部（福井県三方郡美浜町）、大阪北支店（大阪府大阪市）、大阪南支店（大阪府大阪市）、京都支店（京都府京都市）、神戸支店（兵庫県神戸市）、奈良支店（奈良県奈良市）、滋賀支店（滋賀県大津市）、和歌山支店（和歌山県和歌山市）、姫路支店（兵庫県姫路市）、東京支社（東京都千代田区）、東海支社（愛知県名古屋市）、北陸支社（富山県富山市）、火力センター（大阪府大阪市）

(b) 発電所

水力発電所（出力100,000kW以上）

喜撰山（京都府）奥吉野（奈良県）大河内、奥多々良木（以上兵庫県）
木曾、読書（以上長野県）丸山、下小鳥（以上岐阜県）新黒部川第三、
音沢、黒部川第四（以上富山県）

火力発電所（出力1,000,000kW以上）

堺港、南港、多奈川第二（以上大阪府）舞鶴（京都府）海南、御坊（以
上和歌山県）姫路第一、姫路第二、相生、赤穂（以上兵庫県）

原子力発電所

美浜、高浜、大飯（以上福井県）

b. 重要な子会社の本店所在地

(a) 株式会社ケイ・オブティコム（大阪府大阪市）

(b) 株式会社関電エネルギーソリューション（大阪府大阪市）

(c) 株式会社ケイ・キャット（大阪府枚方市）

(d) 関電不動産株式会社（大阪府大阪市）

(e) 株式会社かんでんエンジニアリング（大阪府大阪市）

(f) 株式会社日本ネットワークサポート（大阪府大阪市）

(g) 関電プラント株式会社（大阪府大阪市）

(h) M I D都市開発株式会社（大阪府大阪市）

(i) M I Dファシリティマネジメント株式会社（大阪府大阪市）

(j) 関電システムソリューションズ株式会社（兵庫県西宮市）

(k) 株式会社環境総合テクノス（大阪府大阪市）

(l) 株式会社関電L & A（大阪府大阪市）

(9) 使用人の状況

区 分	使用人数	前年度末比増減
電 気 事 業	20,277名	60名
情 報 通 信 事 業	2,799	136
そ の 他 の 事 業	9,342	281
合 計	32,418	477

（注）使用人数は就業人員であり、休職者等を除いております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	3,697億円
株式会社みずほコーポレート銀行	815
株式会社三井住友銀行	575
株式会社三菱東京UFJ銀行	339
住友信託銀行株式会社	624
日本生命保険相互会社	1,940

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17億8,405万9,697株
- (2) 発行済株式の総数 9億3,873万3,028株
- (3) 株主数 40万8,126名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
大阪市	83,748千株	9.37%
日本生命保険相互会社	42,909	4.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	34,094	3.81
神戸市	27,351	3.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	22,440	2.51
関西電力持株会	17,032	1.91
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	14,057	1.57
株式会社みずほコーポレート銀行	12,978	1.45
株式会社三井住友銀行	11,128	1.24
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,472	1.06

(注) 出資比率は、自己株式(44,836,920株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
*取締役会長	森 詳 介		全日本空輸株式会社 社外取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社社外 取締役 社団法人関西経済連 合会副会長
*取締役社長	八 木 誠		
*取締役副社長	齊 藤 紀 彦	電力流通事業本部長 行為規制担当、業務 全般	株式会社きんでん社 外監査役
*取締役副社長	神 野 榮	お客さま本部長 グループ経営推進本 部、業務全般	日立造船株式会社社 外監査役
*取締役副社長	向 井 利 明	地域共生・広報室担 当、秘書室担当、立 地室担当	
*取締役副社長	濱 田 康 男	企画室担当(企画、 CSR、経営・品質管 理)原子燃料サイク ル室担当(サイクル事 業)原子力保全改革 推進室、購買室担当	
常務取締役	井 狩 雅 文	人材活性化室担当、 経営監査室担当	株式会社かんでん工 ルハート取締役社長 社会福祉法人かんで ん福祉事業団理事長
常務取締役	生 駒 昌 夫	グループ経営推進本 部長 企画室担当(国際)	東洋テック株式会 社社外取締役
常務取締役	橋 本 徳 昭	研究開発室担当、土 木建築室担当	

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
常務取締役	迎 陽 一	燃料室担当	
*常務取締役	豊 松 秀 己	原子力事業本部長	
常務取締役	香 川 次 朗	お客さま本部長代理	
常務取締役	土 井 義 宏	電力流通事業本部長代理、経営改革・IT本部長	
常務取締役	白 井 良 平	原子力事業本部長代理 原子燃料サイクル室担当（原燃契約）	
常務取締役	岩 根 茂 樹	経理室担当、総務室担当	
常務取締役	岩 谷 全 啓	火力事業本部長 環境室担当	
取 締 役	廣 江 謙	電気事業連合会理事・事務局長	
取 締 役	井 上 礼 之		ダイキン工業株式会社取締役会長兼CEO 阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 社団法人関西経済連合会副会長
取 締 役	辻 井 昭 雄		近畿日本鉄道株式会社相談役 日野自動車株式会社社外監査役 株式会社近鉄エクスプレス社外取締役
取 締 役	玉 越 良 介		株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問 テンポホールディングス株式会社社外監査役 社団法人関西経済連合会副会長

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
常任監査役	吉 田 護	(常勤)	株式会社きんでん社 外監査役
常任監査役	畑 中 利 勝	(常勤)	
常任監査役	田 村 康 生	(常勤)	
監 査 役	土 肥 孝 治		弁護士 積水ハウス株式会社 社外監査役 阪急阪神ホールディ ングス株式会社社外 監査役 阪急電鉄株式会社社 外監査役 カワセコンピュータ サプライ株式会社社 外監査役
監 査 役	森 下 洋 一		パナソニック株式会 社相談役 トヨタ自動車株式会 社社外監査役
監 査 役	春 田 健 一		
監 査 役	上 原 恵 美		京都橘大学教授

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
2. 取締役井上礼之、取締役辻井昭雄および取締役玉越良介の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役土肥孝治、監査役森下洋一、監査役春田健一および監査役上原恵美の各氏は、社外監査役であります。
4. 取締役会長森 詳氏氏は、平成23年5月23日付をもって公益社団法人関西経済連合会の会長に就任しております。
5. 取締役社長八木 誠氏は、平成23年4月15日付をもって電気事業連合会の会長に就任しております。
6. 取締役玉越良介氏は、平成23年5月23日付をもって公益社団法人関西経済連合会の副会長を退任しております。
7. 常任監査役吉田 護氏は、当社経理部長および経理部門担当役員を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

8. 常任監査役田村康生氏は、当社経理室マネジャーおよび執行役員経理室長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
10. 当事業年度中辞任した監査役は次のとおりであります。

地 位	氏 名	辞任年月日
常任監査役	花 井 良 一	平成22年6月29日

(地位は辞任時)

11. 当事業年度中の取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏 名	新	旧	異動年月日
森 詳 介	*取締役会長	*取締役社長	平成22年6月29日
八 木 誠	*取締役社長	*取締役副社長	平成22年6月29日
豊 松 秀 己	*常務取締役	常務取締役	平成22年6月29日

(*印は代表取締役)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取 締 役	22名 903 百万円 (うち社外取締役 3名 25百万円)
監 査 役	8名 151 百万円 (うち社外監査役 4名 33百万円)

- (注) 1. 上記には第86回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名に対する報酬額を含めております。
2. 上記には第87回定時株主総会において決議予定の取締役賞与110百万円を含めております。
3. 株主総会の決議による役員報酬額は次のとおりであります。
- 取締役 月額 75百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。)
- 監査役 月額 18百万円以内

(3) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	井 上 礼 之	当事業年度に開催した取締役会12回のうち8回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外取締役	辻 井 昭 雄	当事業年度に開催した取締役会12回のすべてに出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外取締役	玉 越 良 介	当事業年度に開催した取締役会12回のうち10回に出席し、主に金融機関の経営者としての見地から発言を行っております。
社外監査役	土 肥 孝 治	当事業年度に開催した取締役会12回のうち11回、また監査役会11回のうち10回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	森 下 洋 一	当事業年度に開催した取締役会12回のうち11回、また監査役会11回のうち10回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外監査役	春 田 健 一	当事業年度に開催した取締役会12回および監査役会11回のすべてに出席し、地方行政経験者および企業経営者としての幅広い見地から発言を行っております。
社外監査役	上 原 恵 美	当事業年度に開催した取締役会12回のうち8回、また監査役会11回のうち8回に出席し、行政経験者および学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。

4 . 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

- a . 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 116百万円
- b . 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 224百万円

(注) 1 . 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、

実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社である、株式会社ケイ・オブティコム、株式会社関電エネルギーソリューション、株式会社ケイ・キャット、関電不動産株式会社および株式会社かんでんエンジニアリングの計算関係書類の監査は、監査法人浩陽会計社が行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準（IFRS）適用に関する助言・指導業務」および「送配電部門収支計算書に係る超過利潤等管理表に対する合意された手続き業務」を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- a. 当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任が相当であり、かつ緊急性を有すると判断した場合には、会計監査人を解任することといたします。
- b. 当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、または会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任または不再任を相当と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出することといたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は上記の体制に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的
に取締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督する。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要
事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況
を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を
行う。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正
な作成の観点から会計監査を行う。

(2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

取締役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職
務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、
保存、管理する。

(3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、職務執行箇所が自律
的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要
に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、職務執行
箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活
動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

内部監査組織は、リスクの管理体制およびリスクの管理状況について、定期
的に監査を行う。

(4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在
および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、取締役会が決定した方針に基づく重要な職務の執行に関する事項につ
いて、役付取締役により構成する常務会において、原則として毎週審議する。

(5) **使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」および「関西電力グループC
S R行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、CSRおよび
コンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求
めることにより、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人等から、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出
を受け付けるコンプライアンス相談制度を整備し、その運用に当たっては、相
談者の秘密保護や不利益取扱いの排除等に留意する。

内部監査組織は、法令等の遵守状況、その他使用人の職務の執行に係る適正性・有効性等の監査を定期的に行うとともに、社外の有識者の参加も得た委員会において、公正かつ適正な立場から内部統制の有効性について審議、評価する。

(6) **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

取締役は、子会社に対して、「関西電力グループ経営ビジョン」や「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、浸透を図るとともに、子会社管理に係る社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導することにより、企業集団の業務の適正を確保する。

また、子会社における重要な意思決定については、事前に関与するとともに、経営状況の定期的な把握を行うことにより、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止するよう努める。

内部監査組織は、子会社を含む当社グループの業務執行について、定期的に監査を行う。

(7) **監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項**

取締役は、監査役の求めに応じて、監査役および監査役会の職務を補佐するために、監査実務、監査役会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。

(8) **監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役および監査役会の職務を補佐する専任組織は、監査役直轄とし、取締役の指揮命令を受けず、当社グループの職務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。また、当該組織の使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査役の意向を尊重する。

(9) **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告するとともに、社内規程に基づき、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査役に報告する。

(10) **その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役および使用人は、社内規程に基づき、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

連結貸借対照表

平成23年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	6,739,247	固 定 負 債	4,400,228
電 気 事 業 固 定 資 産	3,753,187	社 債	1,627,658
水 力 発 電 設 備	340,705	長 期 借 入 金	1,169,777
汽 力 発 電 設 備	514,367	退 職 給 付 引 当 金	358,103
原 子 力 発 電 設 備	374,900	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 引 当 金	666,009
送 電 設 備	1,092,498	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 準 備 引 当 金	38,404
変 電 設 備	423,644	資 産 除 去 債 務	427,284
配 電 設 備	864,029	繰 延 税 金 負 債	266
業 務 設 備	120,014	そ の 他 の 固 定 負 債	112,723
その他の電気事業固定資産	23,024	流 動 負 債	1,072,063
そ の 他 の 固 定 資 産	603,851	1年以内に期限到来の固定負債	433,484
固 定 資 産 仮 勘 定	382,912	短 期 借 入 金	148,680
建設仮勘定及び除却仮勘定	382,912	コマーシャル・ペーパー	30,000
核 燃 料	511,157	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	113,698
装 荷 核 燃 料	96,331	未 払 税 金	99,258
加 工 中 等 核 燃 料	414,825	繰 延 税 金 負 債	3
投 資 そ の 他 の 資 産	1,488,139	そ の 他 の 流 動 負 債	246,937
長 期 投 資	262,139	引 当 金	5,470
使用済燃料再処理等積立金	534,151	渴 水 準 備 引 当 金	5,470
繰 延 税 金 資 産	345,812	負 債 合 計	5,477,761
そ の 他 の 投 資 等	347,869	株 主 資 本	1,780,473
貸倒引当金(貸方)	△ 1,832	資 本 金	489,320
流 動 資 産	570,930	資 本 剩 余 金	66,634
現 金 及 び 預 金	96,141	利 益 剩 余 金	1,320,745
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	165,829	自 己 株 式	△ 96,227
た な 卸 資 産	141,480	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	30,370
繰 延 税 金 資 産	30,712	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	25,120
そ の 他 の 流 動 資 産	139,245	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	5,617
貸倒引当金(貸方)	△ 2,478	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 366
		少 数 株 主 持 分	21,572
		純 資 産 合 計	1,832,416
合 計	7,310,178	合 計	7,310,178

連結損益計算書

平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営業費用	2,495,897	営業収益	2,769,783
電気事業営業費用	2,183,073	電気事業営業収益	2,408,196
その他事業営業費用	312,824	その他事業営業収益	361,587
営業利益	(273,885)		
営業外費用	68,764	営業外収益	32,865
支払利息	52,216	受取配当金	3,256
その他の営業外費用	16,548	受取利息	8,057
		持分法による投資利益	6,260
		その他の営業外収益	15,290
当期経常費用合計	2,564,662	当期経常収益合計	2,802,649
当期経常利益	237,987		
濁水準備金引当又は取崩し	5,470		
濁水準備金引当	5,470		
特別損失	37,105		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	37,105		
税金等調整前当期純利益	195,410		
法人税等	71,742		
法人税等	93,060		
法人税等調整額	△ 21,317		
少数株主損益調整前当期純利益	123,668		
少数株主利益	524		
当期純利益	123,143		

連結株主資本等変動計算書

平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前連結会計年度末残高(百万円)	489,320	66,634	1,271,959	△ 95,647	1,732,267
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 53,876		△ 53,876
当 期 純 利 益			123,143		123,143
持分法の適用範囲の変動			△ 4,177		△ 4,177
自 己 株 式 の 取 得				△ 17,000	△ 17,000
自 己 株 式 の 処 分		△ 2		119	116
自 己 株 式 の 消 却		△ 16,301		16,301	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		16,303	△ 16,303		-
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計(百万円)	-	-	48,785	△ 579	48,205
当連結会計年度末残高(百万円)	489,320	66,634	1,320,745	△ 96,227	1,780,473

	その他の包括利益累計額				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計		
前連結会計年度末残高(百万円)	32,316	15,228	△ 1,483	46,061	11,100	1,789,429
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△ 53,876
当 期 純 利 益						123,143
持分法の適用範囲の変動						△ 4,177
自 己 株 式 の 取 得						△ 17,000
自 己 株 式 の 処 分						116
自 己 株 式 の 消 却						-
利益剰余金から資本剰余金への振替						-
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△ 7,196	△ 9,611	1,116	△ 15,690	10,471	△ 5,219
当連結会計年度変動額合計(百万円)	△ 7,196	△ 9,611	1,116	△ 15,690	10,471	42,986
当連結会計年度末残高(百万円)	25,120	5,617	△ 366	30,370	21,572	1,832,416

連結注記表

平成22年4月1日から

平成23年3月31日まで

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

全资子公司 59社

主要な連結子会社の名称

(株)ケイ・オブティコム、(株)関電エネルギーソリューション、
(株)ケイ・キャット、関電不動産(株)、(株)かんでんエンジニアリング、
(株)日本ネットワークサポート、関電プラント(株)、M I D都市開発(株)、
M I Dファシリティマネジメント(株)、関電システムソリューションズ(株)、
(株)環境総合テクノス、(株)関電L & A

当連結会計年度中の新規設立により1社を新たに連結の範囲に含めている。また、当連結会計年度中の合併により2社を連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

a. 持分法を適用した関連会社

関連会社の数

4社

会社の名称

日本原燃(株)、(株)きんでん、(株)エネゲート、サンロケ・パワー・
コーポレーション

当連結会計年度より、日本原燃(株)は、増資の引受けに伴い関連会社となったため、持分法を適用している。

b. 持分法を適用しない関連会社

主要な会社等の名称

日本原子力発電(株)

持分法を適用しない関連会社は、それぞれ連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

(3) 会計処理基準に関する事項

a. 重要な資産の評価基準および評価方法

(a) 有価証券

満期保有目的債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(b) たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

b. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

c. 重要な引当金の計上基準

(a) 退職給付引当金

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額（一部の連結子会社は現価方式による額から年金資産の評価額を控除した額）を計上している。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按

分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生の当連結会計年度）から費用処理することとしている。

(b) 使用済燃料再処理等引当金

再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率1.5%）により計上している。

なお、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額）312,810百万円については、平成17年度から15年間にわたり計上することとしており、当連結会計年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は186,644百万円である。

また、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌連結会計年度に適用される割引率等の諸元を用いて計算した当連結会計年度末の見積差異△23,436百万円については、翌連結会計年度から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり計上することとしている。

(c) 使用済燃料再処理等準備引当金

再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率4%）により計上している。

d. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(a) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）により原子力発電実績に応じて費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。

(b) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(4) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

a. 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。また、これらの会計基準等の適用に伴い、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）が改正されている。

これにより、営業利益は1,518百万円、当期経常利益は1,519百万円、税金等調整前当期純利益は38,625百万円それぞれ減少している。また、当会計基準等の適用による資産除去債務の計上額は427,284百万円（うち、原子力発電施設解体引当金からの振替額は326,670百万円）である。

b. 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用している。

c. 表示方法の変更

連結損益計算書類係

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示している。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

- a. 当社の財産は、社債および^(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債 1,797,704百万円

^(株)日本政策投資銀行からの借入金 227,893百万円

- b. 連結子会社において担保に供している資産

土地および建物等 27,912百万円

上記資産を担保としている債務

借入金 11,717百万円

買掛金 3,267百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

10,386,666百万円

(3) たな卸資産の内訳科目および金額

商品及び製品 4,504百万円

仕掛品 2,952百万円

原材料及び貯蔵品 80,920百万円

販売用不動産 53,104百万円

(4) 保証債務

社債に対する保証債務

日本原燃^(株) 6,296百万円

借入金等に対する保証債務

日本原燃^(株) 177,747百万円

セノコ・エナジー・プライベート・リミテッド 4,803百万円

ロジャナ・パワー・カンパニー・リミテッド 549百万円

原燃輸送^(株) 87百万円

提携住宅ローン利用顧客 145百万円

その他 3百万円

スワップ契約に対する保証債務

セノコ・エナジー・プライベート・リミテッド 2,927百万円

(5) 会社法以外の法令の規定による引当金

渇水準備引当金

電気事業法第36条の規定により計上している。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

938,733,028株

(2) 配当に関する事項

a. 配当金支払額

平成22年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

配当金の総額 27,057百万円

1株当たり配当額 30円

基準日 平成22年3月31日

効力発生日 平成22年6月30日

平成22年10月28日の取締役会において、次のとおり決議している。

配当金の総額 26,819百万円

1株当たり配当額 30円

基準日 平成22年9月30日

効力発生日 平成22年11月30日

- b. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度とな

るもの

平成23年6月29日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案している。

配当金の総額	26,816百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	30円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月30日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業等を行うための設備投資や債務償還などに必要な資金を可能な限り自己資金にて賄い、不足する資金については主に社債や借入金によって資金調達を行い、短期的な運転資金をコマーシャル・ペーパー等により調達している。

資金調達にあたっては、円貨建て及び固定金利のものを主としているが、一部については外貨建てもしくは変動金利のものがあり、償還年限については、金融環境などを総合的に勘案し決定している。

また、有価証券及び投資有価証券については、主に電気事業の運営上必要なものを保有しており、使用済燃料再処理等積立金については、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」等の法令に従い、使用済燃料の再処理等に係る費用の積立て・取戻しを行っている。

受取手形及び売掛金の大部分を占める電気料金債権は、毎月検針後、20日以内にほとんどが回収される。

有価証券及び投資有価証券は、主に電気事業の運営上必要な株式であり、事業運営上の必要性の観点に加え、時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直ししている。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日である。また、その一部には、燃料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、原則として先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしている。また、外貨建て社債については、為替の変動リスクをヘッジするために、社債発行時に通貨スワップ取引を利用している。

借入金のうち、変動金利の長期借入金の一部については、金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を利用している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
資 産			
a. 有価証券及び投資有価証券(*1)	85,413	85,598	185
b. 使用済燃料再処理等積立金	534,151	534,151	—
c. 現金及び預金	96,141	96,141	—
d. 受取手形及び売掛金	165,829	165,829	—
負 債			
e. 社 債(*2)	1,797,704	1,863,363	65,659
f. 長期借入金(*2,3)	1,427,091	1,470,939	43,848
g. 短期借入金(*4)	155,036	155,036	—
h. コマーシャル・ペーパー	30,000	30,000	—
i. 支払手形及び買掛金	113,698	113,698	—
j. 未払税金	99,258	99,258	—

- (* 1) 連結貸借対照表上「長期投資」および「その他の流動資産」に計上している。
- (* 2) 連結貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含めている。
- (* 3) 連結貸借対照表上「その他の固定負債」および「その他の流動負債」に計上している関連会社からの借入金を含めている。
- (* 4) 連結貸借対照表上「その他の流動負債」に計上している関連会社からの借入金を含めている。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

a . 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

b . 使用済燃料再処理等積立金

これは、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき拠出した金銭である。

この取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり、この帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

c . 現金及び預金、並びに d . 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

e . 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建固定利付社債とみて、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

f . 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

g . 短期借入金、h . コマーシャル・ペーパー、i . 支払手形及び買掛金、並びに j . 未払税金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額77,347百万円)、出資証券等(連結貸借対照表計上額11,152百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「a . 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

5 . 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,026円53銭
(2) 1株当たり当期純利益	137円66銭

6 . その他の注記

「会社計算規則の一部を改正する省令」(平成22年法務省令第33号)を適用し、連結貸借対照表および連結株主資本等変動計算書の「その他の包括利益累計額」は、前連結会計年度までの「評価・換算差額等」から名称を変更している。

貸借対照表

平成23年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固定資産	6,132,596	固定負債	3,982,640
電気事業用設備	3,845,133	社長期借入金	1,628,958
水汽力発電設備	345,082	長期未払債	808,195
原燃力発電設備	516,494	リース債	24,078
新工ネルギー等発電設備	378,324	関係会社長期債	2,815
送配電設備	1,201	退職給付引当金	7,792
変電設備	2,160	使用済燃料再処理等引当金	343,662
配電設備	1,110,590	使用済燃料再処理等準備引当金	666,009
業務用設備	430,536	資産除去債	38,404
貸付設備	921,781	雑固定負債	424,997
附帯事業用固定資産	119,271	流動負債	974,616
事業外固定資産	19,690	1年以内に期限到来の固定負債	351,303
建設仮勘定	15,868	短期借入金	130,000
除却仮勘定	8,316	コマーシャル・ペーパー	30,000
燃料	344,328	買掛金	74,820
燃核燃料	343,760	未払金	30,443
燃核燃料	567	未払費用	100,123
燃核燃料	511,157	未払税金	87,172
燃核燃料	96,331	預り金	12,756
燃核燃料	414,825	関係会社短期債	143,185
燃核燃料	1,407,790	前受引当金	11,979
燃核燃料	174,075	流動負債	2,721
燃核燃料	391,908	引当金	5,470
燃核燃料	534,151	引当金	5,470
燃核燃料	15,140	負債合計	4,962,728
燃核燃料	293,027	株主資本	1,470,486
燃核燃料	511	資本金	489,320
燃核燃料	△ 324,997	資本剰余金	67,031
燃核燃料	65,624	資本準備金	67,031
燃核燃料	115,948	利益剰余金	1,010,230
燃核燃料	15,455	利益準備金	122,330
燃核燃料	74,341	その他利益剰余金	887,900
燃核燃料	1,023	海外投資等調整積立	1,406
燃核燃料	5,731	原価変動調整積立	87,000
燃核燃料	22,856	別途利益剰余金	610,000
燃核燃料	25,417	繰越利益剰余金	189,493
燃核燃料	△ 1,400	自己株式	△ 96,095
燃核燃料	65,624	評価・換算差額等	24,378
燃核燃料	115,948	その他有価証券評価差額金	18,860
燃核燃料	15,455	繰延ヘッジ損益	5,518
燃核燃料	74,341	純資産合計	1,494,865
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		
燃核燃料	5,731		
燃核燃料	22,856		
燃核燃料	25,417		
燃核燃料	△ 1,400		
燃核燃料	65,624		
燃核燃料	115,948		
燃核燃料	15,455		
燃核燃料	74,341		
燃核燃料	1,023		

損 益 計 算 書

平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営 業 費 用	2,250,737	営 業 収 益	2,475,931
電 気 事 業 営 業 費 用	2,201,606	電 気 事 業 営 業 収 益	2,419,890
水 力 発 電 費	69,022	電 燈 料	1,028,943
汽 力 発 電 費	519,760	電 力 料	1,318,674
原 子 力 発 電 費	386,529	地 帯 間 販 売 電 力 料	13,371
燃 料 費	1,158	他 社 販 売 電 力 料	9,115
新 工 事 費	105	託 送 収 益	17,695
地 帯 間 購 入 電 力 料	55,359	事 業 者 間 精 算 収 益	2,262
他 社 購 入 電 力 料	322,860	電 気 事 業 雑 収 益	28,297
送 電 費	170,374	貸 付 設 備 収 益	1,529
変 電 費	84,158		
配 電 費	219,386		
販 売 費	102,895		
貸 付 設 備 費	865		
一 般 開 管 理 費	183,870		
電 源 開 発 促 進 税	58,466		
事 業 替 換 勘 定 (貸 方)	27,063		
附 帯 事 業 営 業 費 用	△ 270	附 帯 事 業 営 業 収 益	56,041
蒸 気 供 給 事 業 営 業 費 用	49,130	蒸 気 供 給 事 業 営 業 収 益	4,190
力 入 供 給 事 業 営 業 費 用	3,848	ガ ス 供 給 事 業 営 業 収 益	41,806
燃 料 販 売 事 業 営 業 費 用	38,315	燃 料 販 売 事 業 営 業 収 益	2,079
そ の 他 附 帯 事 業 営 業 費 用	1,997	そ の 他 附 帯 事 業 営 業 収 益	7,964
営 業 利 益	(225,193)		
営 業 外 費 用	52,393	営 業 外 収 益	29,653
財 務 費 用	47,548	財 務 収 益	21,174
支 払 利 息 費 用	46,935	受 取 配 当 金 息	11,589
社 債 発 行 費 用	613	受 取 利 息	9,585
事 業 外 費	4,844	事 業 外 収 益	8,478
固 定 資 産 売 却 損 失	129	固 定 資 産 売 却 益	423
雑 損	4,714	雑 収 益	8,055
当 期 経 常 費 用 合 計	2,303,130	当 期 経 常 収 益 合 計	2,505,584
当 期 経 常 利 益	202,454		
渴 水 準 備 金 引 当 又 は 取 崩 し	5,470		
渴 水 準 備 金 引 当	5,470		
特 別 損 失	36,296		
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	36,296		
税 引 前 当 期 純 利 益	160,686		
法 人 税 等	57,356		
法 人 税 等	80,403		
法 人 税 等 調 整 額	△ 23,046		
当 期 純 利 益	103,330		

株主資本等変動計算書

平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで

	株 主 資 本											
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	その他 資本 剰余金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金							
					海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	原 変 調 積 立 金	価 動 整 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 利 剰 余 金			繰 越 益 剰 余 金
前事業年度末残高(百万円)	489,320	67,031	-	122,330	1,147	87,000	590,000	176,602	△ 95,515	1,437,917		
当 事 業 年 度 変 動 額												
海外投資等損失準備金の積立					259			△ 259		-		
別途積立金の積立							20,000	△ 20,000		-		
剰余金の配当								△ 53,876		△ 53,876		
当期純利益								103,330		103,330		
自己株式の取得									△ 17,000	△ 17,000		
自己株式の処分			△ 2						119	116		
自己株式の消却			△ 16,301						16,301	-		
利益剰余金から資本剰余金への振替			16,303					△ 16,303		-		
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)												
当事業年度変動額合計(百万円)	-	-	-	-	259	-	20,000	12,890	△ 579	32,569		
当事業年度末残高(百万円)	489,320	67,031	-	122,330	1,406	87,000	610,000	189,493	△ 96,095	1,470,486		

	評価・換算差額等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	繰 上 延 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額	算 等 計	
前事業年度末残高(百万円)	24,649	15,107		39,756	1,477,673
当 事 業 年 度 変 動 額					
海外投資等損失準備金の積立					-
別途積立金の積立					-
剰余金の配当					△ 53,876
当期純利益					103,330
自己株式の取得					△ 17,000
自己株式の処分					116
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)	△ 5,788	△ 9,589	△ 15,378	△ 15,378	△ 15,378
当事業年度変動額合計(百万円)	△ 5,788	△ 9,589	△ 15,378	△ 15,378	17,191
当事業年度末残高(百万円)	18,860	5,518	24,378	1,494,865	

個別注記表

平成22年4月1日から

平成23年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

a. 有価証券

子会社株式および関連会社株式
その他有価証券

移動平均法による原価法

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

b. たな卸資産

貯蔵品（石炭、燃料油、ガスおよび一般貯蔵品）

総平均法（一部は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

貯蔵品（特殊品）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定率法

b. 無形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

a. 退職給付引当金

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額を計上している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしている。

b. 使用済燃料再処理等引当金

再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率1.5%）により計上している。

なお、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額）312,810百万円については、平成17年度から15年間にわたり計上することとしており、当事業年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は186,644百万円である。

また、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌事業年度に適用される割引率等の諸元を用いて計算した当事業年度末の見積差異△23,436百万円については、翌事業年度から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり計上することとしている。

c. 使用済燃料再処理等準備引当金

再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率4%）により計上している。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

a. 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産

除去債務相当資産については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）により原子力発電実績に応じて費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。

b. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(5) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。また、これらの会計基準等の適用に伴い、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）が改正されている。

これにより、営業利益および当期経常利益はそれぞれ1,222百万円減少し、税引前当期純利益は37,519百万円減少している。また、当会計基準等の適用による資産除去債務の計上額は424,997百万円（うち、原子力発電施設解体引当金からの振替額は326,670百万円）である。

(6) 表示方法の変更

前事業年度に区分掲記していた「為替差損」は、当事業年度においては重要性が乏しいため、「事業外費用」の「雑損失」に含めて表示した。

なお、当事業年度の「為替差損」は570百万円である。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

会社の財産は、社債および^(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債 1,799,204百万円

^(株)日本政策投資銀行からの借入金 227,893百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

9,797,976百万円

(3) 保証債務

社債に対する保証債務

日本原燃^(株) 6,296百万円

借入金等に対する保証債務

^(株)ケイ・オブティコム 189,941百万円

日本原燃^(株) 177,747百万円

エルエヌジー・エビス・ SHIPPING・コーポレーション 10,855百万円

カンサイ・ソウジツ・エンリッチメント・インベストینگ 5,423百万円

セノコ・エナジー・プライベート・リミテッド 4,803百万円

関西電子ビーム^(株) 1,800百万円

ロジャナ・パワー・カンパニー・リミテッド 549百万円

原燃輸送^(株) 87百万円

出資の履行に対する保証債務

ケーピック・ネザーランド 127百万円

スワップ契約に対する保証債務

セノコ・エナジー・プライベート・リミテッド 2,927百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

長期金銭債権 86,450百万円

短期金銭債権 5,585百万円

長期金銭債務 7,792百万円

短期金銭債務 143,172百万円

(5) 附帯事業に係る固定資産の金額

蒸気供給事業 専用固定資産 184百万円

他事業との共用固定資産の配賦額 245百万円

合計額 430百万円

ガス供給事業 専用固定資産 737百万円

他事業との共用固定資産の配賦額 1,253百万円

合計額 1,991百万円

(6) 会社法以外の法令の規定による引当金

濁水準備引当金

電気事業法第36条の規定により計上している。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高 費用 313,571百万円 収益 29,798百万円

営業取引以外の取引高 3,223百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 44,836,920株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金 124,234百万円

資産除去債務 69,941百万円

減価償却超過額 61,575百万円

使用済燃料再処理等引当金 35,726百万円

使用済燃料再処理等準備引当金 13,883百万円

その他 80,545百万円

繰延税金資産小計 385,906百万円

評価性引当額 △ 37,908百万円

繰延税金資産合計 347,998百万円

繰延税金負債

資産除去債務相当資産 △ 18,004百万円

其他有価証券評価差額金 △ 10,189百万円

繰延ヘッジ損益 △ 3,124百万円

海外投資等損失準備金 △ 796百万円

繰延税金負債合計 △ 32,114百万円

繰延税金資産の純額 315,883百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)ケイ・オプティコム	所有 直接 100.0%	光ファイバ、無線鉄塔等電気通信設備の賃借	債務保証(注1)	189,941	—	—
関連会社	日本原燃(株)	所有 直接 16.6%	使用済燃料の再処理、廃棄物の管理、ウランの濃縮、廃棄物の埋設を委託	債務保証(注2)	184,044	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) (株)ケイ・オプティコムに対する債務保証については、金融機関からの借入金に対して保証している。

(注2) 日本原燃(株)に対する債務保証については、金融機関からの借入金および社債に対して保証している。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,672円30銭

(2) 1株当たり当期純利益 115円47銭

8. その他の注記

電気事業会計規則の改正

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表は、電気事業会計規則が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 矢吹 幸二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石黒 訓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 尚志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、当連結会計年度から資産除去債務に関する会計基準が適用されることとなったため、会社はこの会計基準を適用し連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 矢吹 幸二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石黒 訓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 尚志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西電力株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の会計方針の変更に記載のとおり、当事業年度から資産除去債務に関する会計基準が適用されることとなったため、会社はこの会計基準を適用し計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。あわせて、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制システム）の整備の状況を監視および検証しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から随時その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一．事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二．取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三．内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備に関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

なお、平成23年3月11日の東日本大震災の発生以降、当社電力設備の安全性向上対策の取組状況などにつき注視してまいりましたが、今後も継続して注視してまいります。

平成23年5月17日

関西電力株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 吉 田 護 ㊟

常任監査役(常勤) 畑 中 利 勝 ㊟

常任監査役(常勤) 田 村 康 生 ㊟

監 査 役 土 肥 孝 治 ㊟

監 査 役 森 下 洋 一 ㊟

監 査 役 春 田 健 一 ㊟

監 査 役 上 原 恵 美 ㊟

(注) 監査役土肥孝治、監査役森下洋一、監査役春田健一および監査役上原恵美は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当と自己株式の取得を株主還元と位置づけ、平成19年度から24年度の各年度における連結ベースでの自己資本総還元率について4%程度を目標とすることを株主還元方針としております。この方針に基づき、安定的な配当を維持しつつ、あわせて自己株式の取得を実施いたしますことから、剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

また、その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営基盤の強化に資するため、別途積立金を以下のとおり積み立てたいと存じます。

1. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円 総額26,816,883,240円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年6月30日（木曜日）

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 30,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 30,000,000,000円

第2号議案 取締役全員任期満了につき19名選任の件

取締役全員(20名)は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役19名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
1 もり しょう すけ 森 詳 介 昭和15年8月6日	昭和38年4月 関西電力株式会社入社 平成元年6月 同社工務部長 平成2年12月 同社副支配人工務部長 平成6年6月 同社支配人企画室長 平成9年5月 同社支配人経営改革推進室長、企画室長 平成9年6月 同社取締役電力システム室長 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 同社取締役副社長 平成17年6月 同社取締役社長 平成20年6月 電気事業連合会会長 (平成22年6月 退任) 平成22年6月 関西電力株式会社取締役会長(現在に至る) 平成23年5月 公益社団法人関西経済連合会会長(現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・全日本空輸株式会社社外取締役 ・阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 ・公益社団法人関西経済連合会会長	33,839株	なし

氏名 生年月日	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
2 やぎ まこと 八木 誠 昭和24年10月13日	昭和47年4月 関西電力株式会社入社 平成11年6月 同社経営改革推進室プロジェクトマネジャー、 工務部長 平成12年6月 同社電力システム事業本部工務グループ チーフマネジャー 平成13年6月 同社支配人中央送变电建設事務所長 平成15年6月 同社支配人電力システム事業本部副事業本 部長 平成17年6月 同社取締役電力システム事業本部副事業本 部長 平成18年6月 同社常務取締役 平成21年6月 同社取締役副社長 平成22年6月 同社取締役社長(現在に至る) 平成23年4月 電気事業連合会会長(現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・電気事業連合会会長	15,200株	なし
3 いかり まさふみ 井狩 雅文 昭和26年5月5日	昭和50年4月 関西電力株式会社入社 平成12年6月 同社経営改革・IT本部経営管理システム 構築プロジェクトチームチーフマネジャー、 企画室業務グループチーフマネジャー 平成14年6月 同社企画室業務グループチーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人人材活性化室長 平成16年6月 同社支配人神戸支店長 平成18年6月 同社執行役員神戸支店長 平成19年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 人材活性化室担当、経営監査室担当 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社かんでんエルハート取締役社長 ・社会福祉法人かんでん福祉事業団理事長	8,300株	なし
4 いこま まさお 生駒 昌夫 昭和27年9月9日	昭和52年4月 関西電力株式会社入社 平成13年6月 同社電力システム事業本部工務グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人企画室国際担当 平成19年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 グループ経営推進本部長 企画室担当(国際) 〔重要な兼職の状況〕 ・東洋テック株式会社社外取締役	9,900株	なし

氏名 生年月日	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
5 とよまつ ひでき 豊松 秀己 昭和28年12月28日	昭和53年4月 関西電力株式会社入社 平成14年6月 同社原子力事業本部原子力企画グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人原子力事業本部副事業本部長 (原子力企画、原子燃料担当) 平成17年7月 同社支配人原子力事業本部副事業本部長、 原子燃料サイクル室長 平成18年6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、 原子燃料サイクル室長 平成21年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 原子力事業本部長	8,100株	なし
6 かがわ じろう 香川 次朗 昭和28年1月3日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社お客さま本部営業計画グループチーフ マネジャー 平成16年6月 同社支配人人材活性化室長 平成18年6月 同社執行役員人材活性化室長 平成19年6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、 リビング営業部門統括 平成21年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 お客さま本部長代理	6,300株	なし
7 ひろえ ゆづる 廣江 譲 昭和27年9月7日	昭和50年4月 関西電力株式会社入社 平成12年6月 同社企画室原価グループチーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人企画室長、品質・安全監査室長 平成16年6月 同社支配人企画室長 平成18年6月 同社執行役員企画室長 平成19年6月 同社取締役電気事業連合会理事・事務局長 (現在に至る)	19,100株	なし
8 はしもと のりあき 橋本 徳昭 昭和23年8月1日	昭和50年4月 関西電力株式会社入社 平成16年6月 同社土木建築室計画グループチーフマネ ジャー 平成17年6月 同社支配人土木建築室長 平成18年6月 同社執行役員土木建築室長 平成19年6月 同社常務執行役員土木建築室長 平成21年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 研究開発室担当、土木建築室担当	7,300株	なし

氏名 生年月日	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
9 むかえ よう いち 迎 陽 一 昭和26年8月9日	平成16年6月 経済産業省大臣官房商務流通審議官 (平成18年7月 退官) 平成18年8月 商工組合中央金庫理事 (平成20年7月 退任) 平成20年8月 関西電力株式会社顧問 平成21年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 燃料室担当	8,000株	なし
10 ど い よし ひろ 土 井 義 宏 昭和29年10月25日	昭和54年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社お客さま本部ネットワーク技術グループ チーフマネジャー、お客さま本部マルチサービ スネットワークグループチーフマネジャー 平成16年6月 同社お客さま本部ネットワーク技術グル ープチーフマネジャー 平成17年6月 同社支配人と歌山支店長 平成18年6月 同社執行役員和歌山支店長 平成19年6月 同社執行役員電力流通事業本部副事業本部 長、ネットワーク技術部門統括 平成21年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 電力流通事業本部長代理、経営改革・ IT本部長	5,480株	なし
11 しら い りょう へい 白 井 良 平 昭和28年8月5日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成13年6月 同社火力事業本部管理グループチーフマネ ジャー 平成15年6月 同社支配人滋賀支店長 平成18年6月 同社支配人火力センター所長 平成19年6月 同社支配人原子力保全改革推進室長 平成21年6月 同社執行役員企画室CSR・品質管理担当 室長、原子力保全改革推進室長 平成22年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 原子力事業本部長代理 原子燃料サイクル室担当(原燃契約)	8,900株	なし
12 いわ ね しげ き 岩 根 茂 樹 昭和28年5月27日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成13年12月 同社燃料室燃料計画グループチーフマネジャー 平成17年4月 同社支配人原子力保全改革推進室長 平成19年6月 同社執行役員企画室長 平成22年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 経理室担当、総務室担当	9,700株	なし

氏名 生年月日	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
13 いわ 谷 全 啓 昭和27年11月7日	昭和52年4月 関西電力株式会社入社 平成13年6月 同社火力事業本部火力グループチーフマネジャー 平成17年6月 同社支配人火力センター所長 平成18年6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、 火力事業本部副事業本部長 平成22年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 火力事業本部長 環境室担当	5,000株	なし
14 や 八 嶋 康 博 昭和28年9月21日	昭和52年4月 関西電力株式会社入社 平成14年12月 同社企画室企画グループチーフマネジャー 平成16年6月 同社企画室企画グループチーフマネジャー、 企画室取引管理グループチーフマネジャー 平成18年6月 同社燃料室長 平成20年6月 同社執行役員燃料室長 平成21年6月 同社執行役員地域共生・広報室長(現在に至る)	11,300株	なし
15 かわ 川 邊 辰 也 昭和27年6月6日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成12年6月 同社地域共生・広報室報道グループチーフ マネジャー 平成18年6月 同社地域共生・広報室長 平成19年6月 同社執行役員地域共生・広報室長 平成21年5月 同社執行役員社団法人関西経済連合会常務 理事・事務局長 平成21年6月 同社常務執行役員社団法人関西経済連合会 常務理事・事務局長 平成23年4月 同社常務執行役員公益社団法人関西経済連 合会常務理事・事務局長 平成23年5月 同社常務執行役員公益社団法人関西経済連 合会専務理事(現在に至る)	3,000株	なし
16 いな 稲 田 豊 昭和30年11月4日	昭和53年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社企画室附電気事業連合会出向 平成18年6月 同社お客さま本部副本部長(営業計画担当) 平成19年6月 同社お客さま本部副本部長、営業企画部門 統括 平成21年6月 同社執行役員姫路支店長(現在に至る)	2,813株	なし

氏名	生年月日	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
17	いの うえ のり ゆき 井上礼之 昭和10年3月17日	平成6年6月 ダイキン工業株式会社取締役社長 平成7年5月 同社取締役会長兼社長 平成8年6月 同社取締役社長 平成11年5月 社団法人関西経済同友会代表幹事 (平成13年5月 退任) 平成13年5月 社団法人関西経済連合会副会長 平成14年6月 ダイキン工業株式会社取締役会長兼CEO (現在に至る) 平成15年6月 関西電力株式会社社外取締役(現在に至る) 平成23年4月 公益社団法人関西経済連合会副会長(現在 に至る) [重要な兼職の状況] ・ダイキン工業株式会社取締役会長兼CEO ・阪急阪神ホールディングス株式会社社外取 締役 ・公益社団法人関西経済連合会副会長	1,000株	なし
18	つじ い あき お 辻井昭雄 昭和7年12月19日	平成11年6月 近畿日本鉄道株式会社取締役社長 平成15年6月 同社取締役会長 平成17年4月 関西経営者協会会長 (平成21年5月 退任) 平成18年6月 関西電力株式会社社外取締役(現在に至る) 平成19年6月 近畿日本鉄道株式会社相談役(現在に至る) [重要な兼職の状況] ・近畿日本鉄道株式会社相談役 ・日野自動車株式会社社外監査役 ・株式会社近鉄エクスプレス社外取締役	なし	なし
19	たま こし りょう すけ 玉越良介 昭和22年7月10日	平成14年5月 株式会社UFJ銀行副頭取執行役員 平成14年6月 同社取締役副頭取執行役員 平成16年5月 同社取締役会長 平成16年6月 株式会社UFJホールディングス取締役社長 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役会長 (平成22年6月 退任) 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役副会長 (平成20年4月 退任) 平成18年6月 関西電力株式会社社外取締役(現在に至る) 平成22年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問(現 在に至る) [重要な兼職の状況] ・株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問 ・テンブホールディングス株式会社社外監査役	なし	なし

- (注) 1. 井上礼之、辻井昭雄および玉越良介の各氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
- 井上礼之氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と識見を当社経営に活かしていただくためであります。
- 辻井昭雄氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と識見を当社経営に活かしていただくためであります。
- 玉越良介氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関の経営者としての豊富な経験と識見を当社経営に活かしていただくためであります。
3. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役就任に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役であったときは、当該事実の発生の予防のために行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む)は、次のとおりであります。
- (1) 井上礼之氏がダイキン工業株式会社の取締役として在任中の平成21年4月に、同社の一部門および一部子会社において不適切な会計処理が行われていることが判明いたしました。
- (2) 辻井昭雄氏が株式会社近鉄エクスプレスの社外取締役として在任中に、同社は、国際航空貨物利用運送業務の運賃および料金に関して、平成21年3月、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
- 同氏は、当該事実の報告を受け、コンプライアンス体制の見直し等の再発防止策について社外取締役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。
- (3) 玉越良介氏が株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役として在任中の平成19年6月に、同行は、海外業務および投資信託販売業務等における経営管理態勢、法令等遵守態勢および内部管理態勢等に関して、また、平成19年2月に、旧株式会社UFJ銀行以来、法人向け営業拠点においてコンプライアンス管理上問題のある取引が行われていたことに関して、それぞれ金融庁から業務改善命令を受けました。
- 同氏が同行および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの取締役として在任中に、両社は、米国監督当局から、米国におけるマネーロンダリング防止対応に関して、平成18年12月、業務改善命令を受けました。
4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、井上礼之氏は8年、辻井昭雄、玉越良介の両氏は5年であります。

第3号議案 監査役全員任期満了につき7名選任の件

監査役全員(7名)は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役7名を選任いたしたいと存じます。

なお、本議案については、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
1 かんの 神野 榮 昭和22年6月18日	昭和46年4月 関西電力株式会社入社 平成8年6月 同社関係事業部長 平成9年5月 同社経営改革推進室プロジェクトマネジャー、 関係事業部長 平成11年6月 同社副支配人経営改革推進室プロジェクト マネジャー、グループ経営推進部長 平成12年6月 同社副支配人グループ経営推進室総括グ ループチーフマネジャー 平成13年6月 同社支配人グループ経営推進室長 平成15年6月 同社常務取締役 平成19年6月 同社取締役副社長(現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・日立造船株式会社社外監査役	18,800株	なし
2 たむらの 田村 康生 昭和25年12月1日	昭和50年4月 関西電力株式会社入社 平成12年6月 同社経理室マネジャー 平成17年6月 同社支配人経理室長 平成18年6月 同社執行役員経理室長 平成22年6月 同社常任監査役(現在に至る)	8,800株	なし
3 いづみの 泉 正博 昭和28年8月27日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成15年12月 同社環境室環境評価グループチーフマネ ジャー 平成18年6月 同社環境部長 平成20年6月 同社環境室長 平成22年6月 同社執行役員環境室長(現在に至る)	7,000株	なし
4 どひたかの 土肥 孝治 昭和8年7月12日	平成8年1月 検事総長 (平成10年6月 退官) 平成10年7月 弁護士登録(現在に至る) 平成15年6月 関西電力株式会社社外監査役(現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・弁護士 ・積水ハウス株式会社社外監査役 ・阪急阪神ホールディングス株式会社社外監 査役 ・阪急電鉄株式会社社外監査役 ・カワセコンピュータサプライ株式会社社外 監査役	なし	なし
5 もりしたの 森下 洋一 昭和9年6月23日	平成5年2月 松下電器産業株式会社取締役社長 平成12年6月 同社取締役会長 平成15年6月 関西電力株式会社社外監査役(現在に至る) 平成18年6月 松下電器産業株式会社相談役 平成20年10月 パナソニック株式会社相談役(社名変更) (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・パナソニック株式会社相談役 ・トヨタ自動車株式会社社外監査役	なし	なし

氏名 生年月日	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
6 よしむらもとゆき 吉村元志 昭和22年8月14日	平成17年12月 大阪市財政局長 (平成19年3月 退職) 平成19年6月 株式会社大阪市開発公社取締役社長(現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社大阪市開発公社取締役社長	なし	なし
7 まきむらひさこ 榎村久子 昭和22年8月27日	平成5年4月 奈良文化女子短期大学教授 平成8年4月 奈良県立商科大学商学部教授 平成10年4月 奈良県立商科大学商学部教授、同大学附属図書館長 平成12年4月 京都女子大学現代社会学部教授 平成16年4月 京都女子大学現代社会学部教授、同大学院現代社会研究科教授(現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・京都女子大学教授、同大学院教授	なし	なし

- (注) 1. 土肥孝治、森下洋一、吉村元志および榎村久子の各氏は、社外監査役候補者であります。
2. 社外監査役候補者とした理由は、次のとおりであります。
土肥孝治氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と識見を当社の監査に活かしていただくためであります。
森下洋一氏を社外監査役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と識見を当社の監査に活かしていただくためであります。
吉村元志氏を社外監査役候補者とした理由は、地方行政経験者および企業経営者としての豊富な経験と識見を当社の監査に活かしていただくためであります。
榎村久子氏を社外監査役候補者とした理由は、学識経験者としての豊富な経験と識見を当社の監査に活かしていただくためであります。
3. 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役であったときは、当該事実の発生の予防のために行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む)は、次のとおりであります。
土肥孝治氏が株式会社アーバンコーポレイションの社外取締役として在任中の平成20年6月に、同社が第三者割当の方法による転換社債型新株予約権付の社債の発行に伴い関東財務局に提出した臨時報告書および有価証券報告書に関して、重要な事項につき虚偽の記載があるとして、同年11月、同社は金融庁より課徴金納付の命令を受けました。
同氏は、日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った提言を行っておりましたが、一身上の都合により同年8月に社外取締役を辞任しております。
4. 社外監査役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に關与していない者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、次のとおりであります。
土肥孝治氏および榎村久子氏を社外監査役候補者とした理由は、それぞれ上記2.のとおりであり、いずれも社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したものです。
5. 社外監査役候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、土肥孝治、森下洋一の両氏は8年であります。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度の業績ならびに過去の取締役賞与支給額、その他諸般の事情を勘案し、事業年度末時の取締役20名に対し、取締役賞与として総額110,000,000円(うち社外取締役3名分2,550,000円)を支給したいと存じます。

〈株主（36名）からのご提案（第5号議案から第14号議案まで）〉

第5号議案から第14号議案までは、株主（36名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（36名）の議決権の数は、572個であります。

第5号議案 定款一部変更の件（1）

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条を新設する。

第2条の2 本会社の事業は、すべて国際的規格のCSRに基づき運営する。

▼提案の理由

世界共通の方向は「経済一辺倒」を是正し「環境・生態系・自然資源を守る」「ビジネスの道德律遵守や地域社会への貢献」「顧客の安全・健康を守る」等をCSRとしています。今回の福島原発事故は全国民を恐怖に陥れ、津波の大きさに「想定外」と繰り返す電力トップに非難が集中し「原発安全神話」は崩壊しました。一方、先進国全体は過剰生産恐慌の上に投機筋も絡み、格差と貧困を広げています。また、各国で大規模な市民革命も増加しています。こうしたとき「一企業経営の“持続的発展”」という狭い考えの経営が過ちを犯すことは間違いありません。関西電力は今こそ世界に通用するライフライン事業としての社会的責任に徹し、過去の経営姿勢への反省を宣言すべきです。電力供給技術をメーカーや下請け依存を止め、株主の利益だけでなく、基本業務を遂行出来る高い熟練度を持つグループ従業員の増員、育成にも全力を上げる体制を強化しなければなりません。

○取締役会の意見

関西電力グループは、社会の一員としての責務を確実に果たすとともに、グループの事業活動に対して社会のみならずから寄せられる期待に誠実にお応えし、社会の持続的な発展に貢献することを目指して、「関西電力グループCSR行動憲章」を定め、「商品・サービスの安全かつ安定的なお届け」や「人権の尊重と良好な職場環境の構築」など6つの行動原則に基づき、すべての事業活動を展開しております。

福島第一原子力発電所の事故を踏まえた原子力発電所の安全性向上対策については、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施いたしました。さらに、安全確保のため多重性・多様性を拡充し、より一層の安全性向上に資する対策を実施してまいります。

今後も全力を挙げて、事故の情報収集、分析を継続し、新たな知見が得られた場合は、必要な安全対策について最優先で取り組んでまいります。

また、電気事業固有の専門性を備えた人材を確保するため、毎年、必要数の採用を行い、体系的、反復的な教育・訓練を実施するなど、人材の育成には万全を期しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第6号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に経営方針に批判的な意見を含め正確に記載又は記録し、インターネットを通じて開示するものとする。

▼提案の理由

今回の福島原発事故でも、早くから「津波による様々な被害が発生する恐れがある」と関係住民運動体等から指摘されながら、これを無視してきた東電の姿勢が明らかにされました。一方巨大企業による「企業内埋蔵金」と呼ばれる内部留保は、1998年143兆円が2009年には244兆円となり、使い道がない手持ち資金は約60兆円になったと報道されています。これらは東日本大震災復旧資金として直ちに消費すべきで財界のトップでもある電力経営者は率先すべきです。従業員の競争激化が著しい成果型賃金制度と、人員不足で職場が過密労働となり精神障害従業員も増加しているとの指摘も行い、対策も求めてきました。以上のような発言は民主主義社会であれば、提起し議論された全内容を議事録に残すことは常識で、その時々経営トップの役割が歴史の検証を受けるようにすべきだと考えます。

○取締役会の意見

当社は、従来から、法の定めに従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いておりますので、本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第7号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下のとおり変更する。

第20条 本会社の取締役は、12名以内とする。

▼提案の理由

中長期計画は「本格的な設備大量更新へ」という言葉で、関電設備の老朽化を認めざるを得なくなりました。70年代に出来た福島第一原発は崩壊、この一年東電・中部電力、関電も長時間停電事故が発生しました。グループで働く人たちの精神障害増加、また多発する車両事故などの「事故検討会」は個人攻撃的で若い従業員を萎縮させ、JR尼崎脱線事故原因だった「日勤教育」に似ています。一方、取締役らは自らの巨額年収はそのまま従業員賃上げはせず総額人件費は低下させています。昨年指摘した執行役員以上の「個人政治献金」は、H21年度は「足並み揃えて」止めましたが、総会答弁のまやかしを証明する姿を逆に露呈しました。高額年収内容を進んで公開する企業も増加の今日、子会社役員兼務分も含め役員は全て収入先を公開すべきです。こうした姿は社会的責任にもとる

と云わざるを得ず、取締役は12人で執行役員も経費削減のためにも減員すべきです。

○取締役会の意見

当社では、平成18年6月に取締役の定員枠を「20名以内」に削減しており、当社の事業規模、業務内容、直面する経営課題への対処および取締役会の監督機能の観点から、現状においては、これを変更する必要はないと考えております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第8号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

「第5章 監査役及び監査役会」第32条を以下のとおり変更する。

第32条 本会社の監査役は、6名以内とする。内3名を環境保護NGO等からの推薦とする。

▼提案の理由

関電は監査役のうち4名を社外から選任しているため、多様な視点から監査が出来ていると毎年答弁しています。地震まただ中で日本経団連が「原発礼賛」したり、トヨタのリコールや、日本航空の経営責任を従業員首切りで糊塗するような姿は、どう考えても社会的に許されません。多くは「第三者委員会」「有識者会議」などで「公正な監査」を行なっていると述べますが、日本弁護士連合会などは、「お手盛り第三者委員会」を許してはならないとしています。「隠蔽体質・組織防衛優先主義」で国民生活に必要な情報公開に踏み切らない姿勢を糾すために、取締役の横すべりをなくし、また真のCSRを全うするためにも、社外監査役は、地球環境問題等で広い視野を持ち、公平な視点で人間集団が豊かになる方向へ機能しているかどうかをチェックできる、客観的立場を貫けるNGO・NPOなどが推薦する監査役を据えるものとします。

○取締役会の意見

当社では、平成15年6月に監査役の定員枠を「7名以内」に拡大するとともに、過半数に当たる4名を社外から選任し、経営全般について、多様な視点から公正な監査を実施しているところであり、現状においては、この体制を変更する必要はないと考えております。

また、関西電力グループは、社会の一員としての責務を確実に果たすとともに、グループの事業活動に対して社会のみならずから寄せられる期待に誠実に応えし、社会の持続的な発展に貢献することを目指して、「関西電力グループCSR行動憲章」を定め、「環境問題への先進的な取組み」や「人権の尊重と良好な職場環境の構築」など6つの行動原則に基づき、すべての事業活動を展開しております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第9号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第44条 地球環境の保全のための世界的取り組みをグループ全体で確認し、その推進のため当社は積極的な役割をはたす。

▼提案の理由

鳩山元首相が2020年にはCO₂の25%削減を国際的に約束したにも関わらず、それに向けた国家的ルールづくりは進まず「低炭素社会づくり」の言葉だけで、日本経団連や電事連は極めて消極的な態度です。昨今の異常気象の進化に対し、まもなくIPCC第5次報告が出されますが、いつまでも「CO₂排出原単位の削減」に固執するのではなく、毅然として総量削減に立ち向かうべきです。経済同友会からも「経済成長で温室効果ガスの排出が左右される原単位よりも総量規制で行くべきで、中国などへの説得力がなくなる」と批判されました。福島原発事故で東電のCO₂排出量は大量となるいまこそ当社は率先して他社購入分・他電力融通分も含め、発電所ごとの総量削減目標を明らかにし、国民とともに自然エネルギーへの転換方向を明らかにし、多様な地域分散型電源が容易に接続可能となるように「送配電線スマートグリッド化」の方向に全力を上げます。

○取締役会の意見

関西電力グループは、地球環境問題を重要な経営課題として位置づけ、事業活動全般にわたり環境負荷低減に向けた取組みを推進しております。

電気の供給面については、電気事業者自らの努力が反映可能な、お客さまの使用電力量1kWh当たりのCO₂排出量を目標としており、その達成に向けて、原子力の安全・安定運転、火力の高効率化、水力の維持・拡大、新エネルギーの開発・導入など、電気の低炭素化に取り組んでおります。また、需要面においても、高効率機器のご提案など、お客さまと社会の省エネ・省コスト・省CO₂への貢献に努めております。

これらの取組みと、スマートグリッド（次世代送配電線網）の構築を一体で行うことで、今後とも持続可能な低炭素社会の実現に向けて積極的に貢献してまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第10号議案 定款一部変更の件（6）

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第45条 地球環境保全とエネルギー源の持続可能性追求のため、原子力発電から自然エネルギー発電への転換を宣言する。

▼提案の理由

昨年この項で指摘した通り、東日本大震災は「地震＋原発事故」の複合災害となってしまいました。しかし美浜1号機の40年以上運転継続を国に申請し「リブレース」と称しながら次の原発建設への調査を続行しています。福島事故は世界が注目し、続々と「原発建設」の「見直し」に入っています。美浜1号機など30年経過の原発は直ちに廃炉の方向を明らかにすべきです。またMOX燃料使用の福島3号炉爆発は、さらなる危機を日本国中に広げました。単純な「ウランのリサイクル」との考え方も「安全神話」とともに地に落ちました。関電も自然エネルギーに着手し始めていますので、むしろ政府に「原子力立国政策」を改めさせるよう働きかけるとともに、広く市民と共同し自然エネルギーの普及に全力を上げるべきです。いま60万軒の個人住宅に太陽光発電がつけられています。こうした市民とともにあらゆる分散型小規模発電によるネットワークの方向を目指します。

○取締役会の意見

当社は、今後とも、エネルギーセキュリティや経済性、環境性を総合的に勘案したうえで、安全・安定運転の確保を大前提に、原子力を中心とした最適な電源構成を構築し、持続可能な低炭素社会の実現を目指すこととしております。

原子力発電所の高経年化については、技術評価や高経年化対策を計画的かつ確実に実施してまいります。また、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた原子力発電所の安全性向上対策については、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施いたしました。さらに、安全確保のため多重性・多様性を拡充し、より一層の安全性向上に資する対策を実施してまいります。

当社は、国の原子力利用に関する基本的な方針を踏まえ、ウラン資源の節約、環境適合性等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用するという原子燃料サイクルを推進しております。プルサーマルについては、安全を最優先に地域のみなさまのご理解を賜わりながら進めてまいります。

また、再生可能エネルギーについても、水力発電の開発・効率向上に加え、太陽光・風力発電など新エネルギーにより発電した電力の購入、自主開発の積極的な取り組みや、新エネルギーの普及拡大に備えた需給制御の研究など、さらなる普及促進に努めております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第11号議案 定款一部変更の件 (7)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第46条 オール電化政策を中止し、エネルギー浪費を抑制する施策に切り替える。

▼提案の理由

当社はガス業界と競合しながら「オール電化住宅」普及に全力をあげていますが、発電部門でよくPRしている「ベストミックス」を一般住宅でも推奨するのがベターです。周知のように二次エネルギーである電気は、もとの一次燃料から約6割のロスで使用されています。さらに今回の地震災害で東京電力による「たらいまわし停電」で「オール電化住宅」は生活不能となりました。スマートグリッド社会への動きも急ピッチです。すべてのお客様が省エネで安全・安心、CO₂を出さない手法を選択出来るようにするのが真のサービスであり、これによって大量生産、大量消費、大量廃棄社会抑止への道となる筈です。昨年総会で指摘された「電気温水器」は、今なおグループ会社を含め「エコに貢献」との誤解を与えるPRを続けています。全機器ごとに、実使用での環境性の優劣資料を関係業界と協力して公表し、お客様に消費機器の最適な選択をしていただけるようにします。

○取締役会の意見

当社の営業活動の基本は、お客さまや社会のニーズにしっかりお応えしていくことであり、省エネ・省コスト・省CO₂に加え、生活やビジネスにおける安全性・快適性など、多様なニーズにお応えすべく、商品やサービスメニューの開発・ご提案に取り組んでおります。

住宅分野については、CO₂排出係数の低い電気と、ヒートポンプ技術で省エネ・省コスト・省CO₂を実現するエコキュートや安心して快適な生活を実感できるIHクッキングヒーターを組み合わせた「オール電化住宅」をお客さまにご提案しております。

ご提案に当たっては、電化機器の多様なラインナップや、他熱源機器との環境性や経済性の比較、さらには太陽光発電と組み合わせた場合の環境性など、多様なソリューションをご用意し、お客さまのニーズにお応えできるよう努めております。また、省エネ・省コスト・省CO₂の効果をさらに高める電化機器の効率的な使い方もご提案しております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたしません。

第12号議案 定款一部変更の件(8)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第47条 従業員の基本的人権、消費者・地域住民の権利、グループ全体の労働環境向上を常に優先させる。

▼提案の理由

6年にわたり指摘を続けているにも拘らず、精神障害による欠勤者はさらに増加し、治癒できずやむなく退職せざるを得ない悲劇も出ています。成果主義型賃金の導入から何回かの「部分的手直し」もしましたが一層複雑な制度となり、評

価基準の細分化などさらなる競争激化をかもし出しています。電力事業の極めて多種多様な業務・作業はどれをとっても重要業務です。無理な業務評価や必要以上の「多能工化」は、グループ従業員全体の勤労意欲を喪失させ、不祥事や事故を多発させています。こうした全国的に破綻している「弱肉強食」の成果型賃金制度をやめ、ILOの方針である同一労働同一賃金の制度に立ち返るべきです。当社は「国民から預かったライフラインの守り手」との使命を自覚し、消費者の安全と安心を守るために、慢性的な職場の繁忙感をなくすべく、グループ全体で働く人々の技術向上の為に人員の増加を行い、労働条件の向上に取組みます。

○取締役会の意見

関西電力グループは、「関西電力グループCSR行動憲章」において、「人権の尊重と良好な職場環境の構築」を行動原則の一つとして掲げ、CSRを軸に、人材育成に重点を置いた取組みを展開するとともに、従業員が安心して、生き生きと働ける環境整備も進めているところであります。

このなかで、人事賃金制度については、従業員のより一層の成長意欲の喚起を図るため、従業員一人ひとりの成長を促し、従業員が自らの成長を確認できるしくみとして再整備したものであります。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第13号議案 定款一部変更の件 (9)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第48条 ライフライン基盤強化のための設備投資と人材の確保を常に優先する。

▼提案の理由

毎年指摘のように、現場から「知見出来ない事故発生が予測される」と悲鳴に近い声が出ているにも関わらず、幹部はコスト削減の観点だけを先行させています。この一年も大停電事故が発生、ネットワーク現場から被覆老朽化断線対策にも大わらわだとの声も伝わっています。ライフライン設備の維持管理はくらしと国民の生命にも関係します。利潤優先のもと、必要な改良や修繕の予算まで切りつめるのは間違いで、発電所・変電所・送電・配電などライフライン設備の保全に万全を期すのは経営者の社会的責務です。また不況に苦しむ関西の地域経済や失業率改善にも貢献します。電力事業本来のベース業務を「メーカー・下請けへ丸投げ」せず、技術責任が全う出来る人員を確保し、職場の年齢間断絶を起こさぬよう採用数を守り続け、グループ全体で65歳まで賃下げ無しで、中高年齢層の高い技術力を再雇用の実施も含め、若年層に技術継承する施策を充実させます。

○取締役会の意見

関西電力グループは、ライフラインを担う事業者として、設備の保全について、

安全の確保、品質・信頼度の維持を最優先とし、積極的に経営資源を投入しております。

また、電気事業固有の専門性を備えた人材を確保するため、毎年、必要数の採用を行い、体系的、反復的な教育・訓練を実施するなど、人材の育成には万全を期しております。さらに、定年退職した従業員を、本人の希望も踏まえて再雇用し、高齢者の知識、経験を積極的に活用するほか、技術・技能の維持継承を担う専門技術・技能者を認定するなど、これまで蓄積した有形・無形の技術、ノウハウ等についても、グループ全体で確実な伝承、レベルアップを進めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第14号議案 定款一部変更の件（10）

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第49条 不時の災害やCO₂排出が少ない再生可能エネルギーの普及拡大に備え、電力融通をより容易にできるように日本の電力網を整備する。

▼提案の理由

今回の東日本大震災の結果、多くの発電所が停止に追い込まれ、その救済策として電力融通を行う場合の問題点として、50・60ヘルツの周波数変換装置や電力会社間連系の容量不足が指摘されました。また電気事業連合会2008年7月の「低炭素電力供給システムに関する研究会」で「日本は“くし型系統”であるため、メッシュ系統のヨーロッパと比較し供給力調達が困難」と述べています。今後、原子力発電所の停止に伴ってCO₂総排出量の増大が明白であり、その対策としてCO₂排出の少ない電力を電力会社間の壁を越え優先的に供給するため、まず前述の問題点を解消し、列島縦断直流超高压送電も企画し、各地で自由な容量を周波数変換することも考えるべきです。今こそ、エネルギー国難を解消するため、全国域でベース電力負荷を共有化して、残された原子力発電所の稼働率向上を図り、再生可能エネルギー発電の発電量変動への整備を急ぐべきです。

○取締役会の意見

当社は、広域運営の観点から、必要とされる送電容量を想定し、隣接する一般電気事業者と協調して会社間連系線の整備に努めております。

また、周波数変換設備を含む会社間連系線のあり方については、従来から電力系統利用協議会ルールに基づき適宜検討が進められておりますが、当社としても情勢変化に適切かつ真摯に対応してまいります。

さらに、持続可能な低炭素社会の実現に向けて、原子力発電については、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた対策をはじめ、より一層の安全性向上に資する対策を実施することにより安全・安定運転に万全を期すとともに、新エネルギーについても、その普及拡大に備えた需給制御の研究などに取り組んでおりま

す。

したがいまして、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

〈株主（124名）からのご提案（第15号議案から第21号議案まで）〉

第15号議案から第21号議案までは、株主（124名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（124名）の議決権の数は、885個であります。

第15号議案 剰余金の処分案の件

▼提案の内容

日本原燃への約1000億円の出資は、本来価値はなく、強制的に評価をゼロにすべきである。次期の決算では日本原燃への出資額をゼロ評価とするため、今期の剰余金のうち1000億円を次期評価損への積立金とする。

▼提案の理由

日本原燃の2009年度の決算は、動かない再処理工場に2629億円もの再処理代を電力会社から支払ってもらってもまだ赤字だった。再処理工場の2年間の完工延期により、人件費等で約2000億円の負担増になるという。そこで日本原燃は昨年9月に4000億円の増資をし、2000億円の資本金を一気に3倍の6000億円にした。当社は729億円を新たに出資し、総額で約1000億円の出資をしている。苦しい経営状況の日本原燃に多額の出資をするのは電力会社だけだ。4000億円のうち、30億円を日立、東芝、三菱が出資したが、残りの3970億円はすべて電力会社が出資した。

東京電力が福島原発事故のために破綻寸前になっている今、日本原燃を支える余裕はない。当社もこれ以上の出資は絶対にしてはいけない。日本原燃という会社はうまく経営破綻させなければならない。出資額はゼロ評価とし、約1979億円の債務保証もやめるべきである。

○取締役会の意見

当社は、配当と自己株式の取得を株主還元と位置づけ、安定的な配当を維持しつつ、あわせて自己株式の取得を実施するとともに、今後の経営基盤の強化に資する内部留保の充実を図る観点から、第1号議案として提案しております剰余金の処分案を最適と考えております。

当社は、国の原子力利用に関する基本的な方針を踏まえ、ウラン資源の節約、環境適合性等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用するという原子燃料サイクルを推進しており、日本原燃株式会社と必要な再処理契約を締結しております。

日本原燃株式会社は、昨年、再処理工場の竣工時期の延期を公表いたしました。技術的な課題解決を図り、安全を最優先に慎重に試験を進め、本格操業を開始するとの計画を示しており、評価損を計上する必要はないと考えております。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

第16号議案 取締役解任の件

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 八木 誠

▼提案の理由

- 1 東日本大震災による福島原発の重大事故で、原発震災の恐怖が明らかになったにもかかわらず、若狭湾地域に老朽化著しいものを含む危険な原発を多数稼働させ続けていること。
- 2 世界的に自然エネルギーへの大胆な転換が求められる中、それに逆行して安全性・環境破壊等重大な問題をかかえるプルサーマルの実施に踏みだし、詐欺まがいのCMでも当社の信用を大きく失墜させていること。
- 3 長期的な日本経済の低迷の中での経営環境の悪化を従業員・下請け労働者の労働強化でしのぎ、一方で不必要な役員を多数かかえ不当に高い報酬を支払っていること。
- 4 2000年3月に決定するとされていた『中間貯蔵施設』について、昨年が完成予定の2010年であったが、施設建設どころかその候補地さえいまだに何も明らかにされていないこと。
- 5 毎年の株主総会での指摘を無視し、多くの社員を地方議員として活動させ公益企業の信頼を大きく損なっていること。

○取締役会の意見

解任の対象とされている取締役は、当社事業発展のため他の取締役とも一致協力し、エネルギーセキュリティや経済性、環境性を総合的に勘案したうえで、安全・安定運転の確保を大前提に、原子力を中心とした最適な電源構成を構築し、持続可能な低炭素社会の実現を目指すとともに、様々な経営課題に全力を傾注して取り組み、取締役として法令および定款に従い忠実にその職務を遂行しております。

原子力発電所の高経年化については、技術評価や高経年化対策を計画的かつ確実に実施してまいります。また、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた原子力発電所の安全性向上対策については、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施いたしました。さらに、安全確保のため多重性・多様性を拡充し、より一層の安全性向上に資する対策を実施してまいります。

当社は、国の原子力利用に関する基本的な方針を踏まえ、ウラン資源の節約、環境適合性等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用するという原子燃料サイクルを推進しております。プルサーマルについては、安全を最優先に地域のみなさまのご理解を賜わりながら進めてまいります。

取締役については、当社の事業規模、業務内容、直面する経営課題への対処お

よび取締役会の監督機能の観点から、また、監査役については、経営全般について多様な視点から公正な監査を実施するとの観点から、それぞれ必要かつ適正な員数であり、その報酬については、株主総会の決議に基づき、取締役会の決議あるいは監査役の協議により適正妥当な金額を決定しております。

中間貯蔵施設については、できるだけ早く立地地域を決定するよう努力しております。

また、当社は、公益事業としての立場を自覚し、業務の遂行に当たっておりますので、その趣旨に反して政治活動を行うことはありません。地方議会における従業員の政治活動は、個人として行っているものであります。

したがって、いずれも解任を求められる事由ではなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第17号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第1章 総則」第2条第1号を以下のとおり変更する。

(1) 電気事業

ただし、放射能の処理ができない原発はやめる。たとえ原発が国策であっても、関西電力は責任を持って自ら決断する。

▼提案の理由

原発と他のエネルギーとの決定的な違い、それは燃料が発電後に極めて高レベルの放射能になることだ。なぜなら燃料中のウランが核分裂で何十種もの様々な放射能に変わるからだ。燃料が高熱の放射能の塊りになる。

その放射能の強さはどれほどか。発電後の使用済核燃料を再処理できるガラス固化体を地下深く隔離するといって国は処分地を探しているが、応じる自治体はまだない。放射能が極めて強いからだ。実は使用済核燃料の放射能はそれ以上だ。そして放射能の熱を冷やし続けなければ燃料が溶けて放射能拡散の危険性もある。処理方法はない。当社は使用済核燃料を青森県六ヶ所村に搬出しているが、危険性を原発の外に移している。使用済核燃料は厳重な管理が必要な危険なものであることが福島原発震災で明らかになった。

さらに原発は運転中に別の放射能を作りだし、空と海に放出さえる。放射能を作る原発は、どんな理由があってもやめるしかない。

○取締役会の意見

当社は、今後とも、エネルギーセキュリティや経済性、環境性を総合的に勘案したうえで、安全・安定運転の確保を大前提に、原子力を中心とした最適な電源構成を構築し、持続可能な低炭素社会の実現を目指すこととしております。

当社の使用済燃料は、発電所の使用済燃料貯蔵設備において一定期間適切に貯蔵した後、日本原燃株式会社等において再処理することとしております。

日本原燃株式会社は、再処理工場について技術的な課題解決を図り、安全を最優先に慎重に試験を進め、本格操業を開始するとの計画を示しております。

再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物については、日本原燃株式会社等において適切に貯蔵されており、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、原子力発電環境整備機構（NUMO）が最終処分の事業に取り組んでおります。

原子力発電所において発生する気体や液体の放射性廃棄物については、周辺環境への放出量を低減する対策を実施し、放出管理目標値を十分下回ることを確認したうえで、排気筒や放水口から放出しております。また、当社は、これらの放出量等を公開しております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第18号議案 定款一部変更の件（2）

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条を新設する。

第32条 原子力発電から撤退するまで役員には報酬を支給しない。

▼提案の理由

3月11日東日本を襲った地震は広範囲に被害を及ぼした。この中で福島第1原発が冷却コントロール不能から炉心溶融に至り、放射能を放出したのは人災である。

地震により原子炉が自動停止した後、原子炉を冷却するべき装置が機能しなかった。そういう事態に備え予備のディーゼルポンプが用意されていたがそれも作動不能だった。原発推進者が言ってきた二重三重の備えが全て使えない状態になり、原発は制御不能となった。漏れだした放射能で多くの人が被ばくした。活断層上にある当社の原発にも同じ状況は考えられるはずで、私たちは同時にいくつもの事故が重なる危険性を常に警告しているが、当社は聞く耳をもたない。今回の地震で原発は人類とは共存できないことが証明された。

想定すべき事態を想定せず、事故が起これば想定外と言ってはばからない経営陣に責任をとってもらうべく、原発から撤退するまで役員報酬は支払わないことを提案する。

○取締役会の意見

当社は、今後とも、エネルギーセキュリティや経済性、環境性を総合的に勘案したうえで、安全・安定運転の確保を大前提に、原子力を中心とした最適な電源構成を構築し、持続可能な低炭素社会の実現を目指すこととしております。

原子力発電所の耐震性については、余裕を持った耐震設計を行うとともに、最新の知見に照らした耐震安全性評価および耐震裕度向上対策を行ってきております。

福島第一原子力発電所の事故を踏まえた原子力発電所の安全性向上対策については、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施いたしました。さらに、安全確保のため多重性・多様性を拡充し、より一層の安全性向上に資する対策を実施してまい

ります。

今後も全力を挙げて、事故の情報収集、分析を継続し、新たな知見が得られた場合は、必要な安全対策について最優先で取り組んでまいります。

また、取締役および監査役に対する報酬については、株主総会の決議に基づき、取締役会の決議あるいは監査役の協議により適正妥当な金額を決定しております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第19号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第8章 原発の耐震性検証委員会の設置

第50条 東日本大震災による原発震災の調査研究をし、原発の安全性が保証されるまで、すべての原発を停止すること。

▼提案の理由

3月11日の東日本巨大地震により、福島の数々の原発が冷却機能を失い、炉心溶解を起こし、大量の放射性物質が放出された。

いままでわたしたちは大地震による原発事故の危険性について警鐘を鳴らしてきた。株主総会でも何度も危険性を訴えてきた。しかし当社は「安全だ」「大丈夫」と繰り返してきた。

大地震で集中立地した原発で次々と冷却機能が失われ、核燃料が露出し、どんどん爆発していく原発。海水を注ぎ込んで、なかなか冷却はすすまない。大気への放射性物質の放出で避難のために移動しようとした地元の住民たちは被曝をした。もっと早くもっと遠くまで避難をさせるべきだった。対策はすべて後手にまわった。

農作物や牛乳、水道からも限度を超える放射能が検出された。

同様のことが若狭で起きないという保証はどこにもない。すべての原発を即時停止したうえで、原発の耐震性をあらためて再検証することを提案する。

○取締役会の意見

当社は、今後とも、エネルギーセキュリティや経済性、環境性を総合的に勘案したうえで、安全・安定運転の確保を大前提に、原子力を中心とした最適な電源構成を構築し、持続可能な低炭素社会の実現を目指すこととしております。

原子力発電所の耐震性については、余裕を持った耐震設計を行うとともに、最新の知見に照らした耐震安全性評価および耐震裕度向上対策を行ってきております。

福島第一原子力発電所の事故を踏まえた原子力発電所の安全性向上対策については、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施いたしました。さらに、安全確保のための多重性・多様性を拡充し、より一層の安全性向上に資する対策を実施してまい

ります。

今後も全力を挙げて、事故の情報収集、分析を継続し、新たな知見が得られた場合は、必要な安全対策について最優先で取り組んでまいります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第20号議案 定款一部変更の件（4）

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 再処理の禁止

第51条 当社は危険でお金もかかる再処理をしない。

▼提案の理由

六ヶ所村の再処理工場の完工予定は2010年10月から、2012年10月に延期された。1997年完工予定だった当初から、実に18回目の計画延期になった。理由は高レベル放射性廃棄物のガラス固化ができないからである。

3月4日の青森県議会で「これまで製造されたガラス固化体は117体。このうち正常に製造されたものは54体。残りはガラスの充てん量が少ないもの、洗浄運転などで発生した「逸脱」や「非定常」に該当する固化体である」と県が回答した。

このような「不良品」の高レベルガラス固化体を本当に安全に管理し、何万年も安全に処分することができるのだろうか。この地震大国の日本のどこに、何万年も安定した地層をみつけられるのだろうか。

東日本大震災の福島原発の炉心溶融事故をみても、人類とは共存しえない原発を推進してきた当社の責任が問われている。すぐに原発、再処理をやめ、新エネルギーへ転換することを提案する。

○取締役会の意見

当社は、国の原子力利用に関する基本的な方針を踏まえ、ウラン資源の節約、環境適合性等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用するという原子燃料サイクルを推進しており、日本原燃株式会社と必要な再処理契約を締結しております。

日本原燃株式会社は、再処理工場について技術的な課題解決を図り、安全を最優先に慎重に試験を進め、本格操業を開始するとの計画を示しております。

当社は、日本原燃株式会社からガラス固化体の製造完了報告を受けて、その製造結果に問題のないことを確認したものを受け取っております。また、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、原子力発電環境整備機構（NUMO）が最終処分の事業に取り組んでおります。

また、再生可能エネルギーについても、水力発電の開発・効率向上に加え、太陽光・風力発電など新エネルギーにより発電した電力の購入、自主開発の積極的な取り組みや、新エネルギーの普及拡大に備えた需給制御の研究など、さらなる普及促進に努めております。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

第21号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章 プルサーマル事業計画の凍結

第52条 使用済MOX燃料の処分について、確実かつ具体的な計画を提示できるまで、プルサーマル計画を凍結する。

▼提案の理由

当社は使用済MOX燃料の処分方法も不透明なまま、多くの反対を押し切ってプルサーマル事業を進めている。立ち行かなくなっている六ヶ所再処理工場の使用済核燃料のプールはほぼ満杯。各原発サイトのプールの貯蔵量を強引に増やす工事を行うなどしてぎゅうぎゅう詰めにするので凌いでいるが早晚満杯になることは目に見えている。また臨界事故の可能性も高まっており危険な状況である。

しかしながら、次の貯蔵先とされる中間貯蔵施設の建設もままならず、頼みとする国の第2再処理工場の建設など、政権の迷走ぶりをみても実現は絵空事であろう。使用済核燃料の処分について当事者である当社が、責任を持ってその場凌ぎでない計画を明らかにし、確かな世論の支持を得るまでプルサーマルをこれ以上進めるべきではない。原発サイトになしきずし的に長期保管し、福井県を核のごみ捨て場にすることは許されない。プルサーマル計画の凍結を提案する。

○取締役会の意見

当社は、国の原子力利用に関する基本的な方針を踏まえ、ウラン資源の節約、環境適合性等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用するという原子燃料サイクルを推進しております。プルサーマルについては、安全を最優先に地域のみなさまのご理解を賜わりながら進めてまいります。

当社の使用済燃料は、発電所の使用済燃料貯蔵設備において一定期間適切に貯蔵した後、日本原燃株式会社等において再処理することとしております。

日本原燃株式会社は、再処理工場について技術的な課題解決を図り、安全を最優先に慎重に試験を進め、本格操業を開始するとの計画を示しております。

再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物については、日本原燃株式会社等において適切に貯蔵されており、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、原子力発電環境整備機構(NUMO)が最終処分の事業に取り組んでおります。

使用済MOX燃料は、現在の技術で再処理することが可能であります。また、検討を進めている第二再処理工場において再処理するまでの間、原子力発電所等において適切に貯蔵管理することとしております。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

以上

【議決権の行使についてのご案内】

1. ご出席いただけない場合の議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、38頁から61頁の「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(1) 書面による議決権の行使

- a. 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
- b. 書面による議決権の行使は、株主総会前日（平成23年6月28日（火曜日））の午後5時30分到着分までの受付とさせていただきます。

(2) インターネット等による議決権の行使

インターネット等により議決権を行使される場合は、次頁の「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

2. 代理人による議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

3. 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使は、他人のために株式を有する株主の方に限らせていただきますが、行使に当たっては、株主総会日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を記載した書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権の行使について

(1) 議決権行使サイトのご案内

- a. 当社の指定する議決権行使サイト：<http://www.evotote.jp/>
- b. 利用環境の制限

当サイトは、パソコンまたは携帯電話サービス(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)を用いたインターネットのみでご利用いただけます。

なお、当サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主さまのご負担となります。

〔携帯電話について〕

上記サービスが利用可能な場合であっても、携帯電話の機種によっては、ご利用できない場合がございます。(セキュリティ確保のため、SSL通信(暗号化通信)および携帯電話情報送信が可能な機種のみ対応しております。)

(注)「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

(2) 議決権行使期限

株主総会前日(平成23年6月28日(火曜日))の午後5時30分まで受付させていただきます。

なお、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- a. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合
到着日時を問わずインターネットによる行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- b. インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合
最後に行われた行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(4) 「ログインID」および「仮パスワード」についてのご注意

- a. 「ログインID」および「仮パスワード」の記載場所
同封の議決権行使書用紙に記載しております。
- b. パスワードの変更について
株主さま以外の第三者による不正アクセス(いわゆる「なりすまし」)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いすることになります。

システムに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話：0120-173-027(受付時間9:00～21:00、通話料無料)

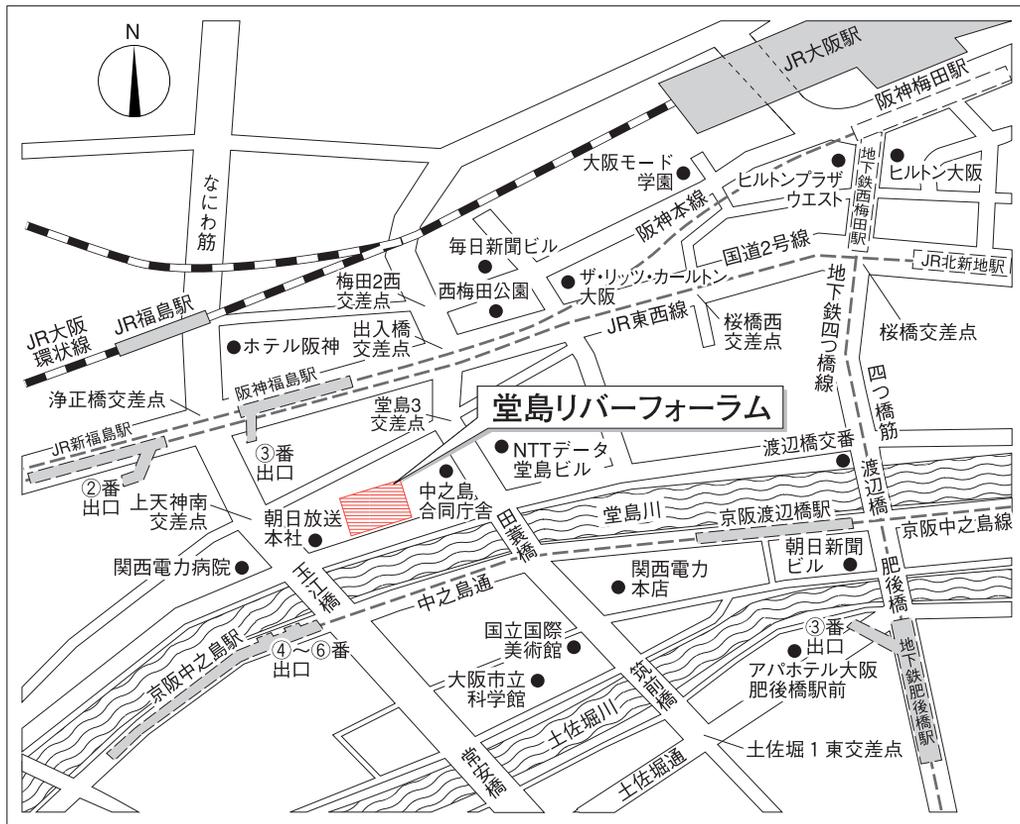
2. 議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

以上

< 株主総会会場ご案内 >

会 場 大阪市福島区福島1丁目1番17号
堂島リバーフォーラム



○会場には駐車場、駐輪場がございませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

- J R : 「新福島」駅 (東 西 線) から徒歩5分 (2番出口)
「福 島」駅 (大阪環状線) から徒歩7分
「大 阪」駅から徒歩13分
- 阪 神 : 「福 島」駅 (阪神本線) から徒歩5分 (3番出口)
- 京 阪 : 「中之島」駅 (中之島線) から徒歩5分 (4～6番出口)
- 地下鉄 : 「肥後橋」駅 (四つ橋線) から徒歩7分 (3番出口)